

東京都千葉福祉園

I 施設概要

所在地	千葉県袖ヶ浦市代宿8番地		
-----	--------------	--	--

指定 管理 事業	事業種別			定 員
	第1種社会福祉事業	障害者支援施設	生活介護 施設入所支援	320人 320人
	第1種社会福祉事業	福祉型障害児入所施設		48人
	第2種社会福祉事業	短期入所事業（成人）		6人

※福祉型障害児入所施設については、18歳以上の入所者がいるため、障害者支援施設としての指定を併せて受けている。

II 令和3年度の運営方針

利用者本位のサービスを徹底するとともに、一人ひとりに寄り添った支援を心がけ、豊かな日常生活又は社会生活の実現に向けて施設運営を行う。全職員が連携・協力して利用者の状況に応じた良質なサービスの提供及び安全・安心の確保に努める。また、地域ニーズを的確に捉え、積極的に地域と連携・協力し地域福祉の増進や社会への貢献に努めていく。

1 利用者本位のサービスの徹底と一人ひとりに寄り添った支援

利用者が安心して生活し、豊かな日常生活又は社会参加ができるよう、希望する生活や課題を丁寧に把握するとともに、医師、看護師、心理職、理学療法士、言語聴覚士、栄養士等の専門的見地からの所見を得て、個別支援計画を作成し、個々の状況に応じたサービスを提供する。

また、地域生活への移行を希望する利用者に対し、保護者等の理解と協力を得ながら、関係機関と連携して積極的に移行を推進する。

2 運営体制と人材育成の強化

虐待等不適切支援の防止に向けた取組みを強化し、利用者の権利擁護を推進するとともに、日頃から事故や災害発生に備えたリスクマネジメントを徹底する。また、質の高いサービスを継続的に提供するため、OJTの推進、職場内外での研修の充実強化等により、職員の支援技術向上を図る。

3 セーフティネットとしての役割と地域ニーズへの対応

東京の福祉のセーフティネットとしての役割を引き続き担うため、特別な支援が必要な利用者や児童を施設機能に応じて受け入れ、関係機関と連携・協働し、利用者・児童の生活を支援していく。

地域貢献のため、地域と利用者の交流、地域の各種活動への協力などにより、地域との連携を強化する。

また、新型コロナウイルスの感染予防対策を徹底して行うとともに、ウィズコロナ・ポストコロナを考慮し、各事業や取組を実施していく。

なお、運営方針・実施計画の策定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染状況やその対応について見通しがたたないことから、各事業や取組について、例年通り実施するものとして策定した。

そのため、新型コロナウイルス感染状況によっては、感染防御の観点から、事業や取組を縮小することがある。

III 実施計画

成人施設では、令和3年3月1日現在、利用者の平均年齢は61.4歳（50歳以上86.4%、65歳以上37.2%、最高齢者87歳）、障害支援区分5及び6の割合が74.4%となり、高齢化・障害の重度化が進んでいる。

児童施設では、学齢児の61.9%が措置入所である。被虐待児童や広汎性発達障害、ADHD等の支援困難な児童の入所が増加しているため、心理職等による専門的支援を必要としている。また、18歳以上の過年齢児が25.0%を占めている。

令和3年度は、上記の状況を踏まえ、以下の事項に重点的に取り組む。

1 利用者・児童の権利擁護及び最善のサービスの提供

(1) アクション① 権利擁護（虐待防止）の徹底

「重大事故ゼロ運動」を意識して、以下の取組を進めていく。

利用者本位のサービス提供や利用者の安全・安心な生活の確保のための更なる意識啓発に向け、「支援姿勢・方法のセルフチェック」を実施し、日々の支援の振り返りを行う。また、虐待防止啓発ポスターや「にやりほっと報告」の掲示、サンクスカード等を行い、利用者の新たな一面の発見や同僚への感謝の気持ちを表出する取組を通じて、職場内のコミュニケーションの活性化を図るとともに、より良い支援の共有から権利擁護意識の向上を図る。

虐待防止研修は職層別に実施するとともに、全職員が必ず年1回受講し、知識の習得と個々の事例を踏まえながらスキルを身につけ実践していく。

事 項	実施回数等	内容等
虐待防止委員会	年4回	<ul style="list-style-type: none">不適切な支援や利用者虐待の防止等に向けた取組権利擁護意識向上のための啓発活動身体拘束禁止の検討及び周知

事 項	実施回数等	内容等
権利擁護・虐待防止に関する研修受講率	100% (全職員実施)	園で実施する権利擁護や虐待防止に関する研修に加えて、事業団共通の虐待防止研修（e－ラーニング型）も実施

（2）アクション② 利用者・児童等からの要望や苦情への適切な対応

ア 福祉サービス第三者評価の活用

（ア）令和2年度評価結果における「特に良いと思う点」

【障害児入所施設】

- a 困難ケースや緊急性の高い子どもの受け入れなど、都立施設としての責務を果たし子どもの思いを汲み取った支援に努めている。
- b 卒園後に自立した社会生活が営めるよう、移行支援会議で話し合いを行っている。
- c 利用者本位のサービス提供や利用者の安全・安心な生活確保のため、権利擁護意識の向上を図り、虐待防止に関し力を入れている。

【障害者支援施設】

- a 高齢化により全体で行う日中活動への参加が難しい利用者のために、利用者に合わせた寮独自のプログラムを充実させている。
- b 利用者の権利擁護や虐待防止の啓発活動を行っており、職員の意識向上に努めている。
- c リスクマネジメントに注力しており、高リスク事項について検討を進めるとともに、感染症対策も徹底されている。

【短期入所事業（成人）】

- a 利用者の特性や意向に合わせた多様なプログラムが提供され、充実した日中生活を過ごすために楽しんで参加できる機会がある。
- b （【障害者支援施設】 b に同じ。）
- c （【障害者支援施設】 c に同じ。）

（イ）令和2年度評価結果における「更なる改善が望まれる点」

【障害児入所施設】

- a 新任職員対象である「園ナ力留学」の対象職員を広げて、今後は実施回数を増やすなど組織活性化に繋げていくことが期待される。
- b 退園までの期間が短い子どもが多く、関係機関からの情報収集や円滑な移行に繋がる社会資源の確保に期待したい。
- c 子どもへの多様なアプローチを試すなど、自己表現が苦手な子どもの気持ちを汲み取る手段を多様化していくことが期待される。

【障害者支援施設】

- a 「にやりほっと」の取組など、職員間のコミュニケーションの充実を図

る取組の継続的な実施が期待される。

- b 利用者の最善の利益という観点から、利用者の高齢化などに対応した取組を継続していくことが期待される。
- c (【障害児入所施設】 a に同じ。)

【短期入所事業（成人）】

- a コロナ禍を受け利用キャンセルが続いており、利用率の回復に向けた今後の取組が期待される。
- b (【障害者支援施設】 a に同じ。)
- c (【障害児入所施設】 a に同じ。)

(ウ)「更なる改善が望まれる点」の改善に向けた取組計画

【障害児入所施設】

- a 園ナ力留学の対象者を拡大し、中堅やベテラン職員の交流も行うことでの組織の活性化を図る。
- b 入所調整会議の段階から関係機関等から情報収集を行い、支援方針を確認した上で社会資源の確保に努める。
- c 療法部門や外部相談員など子供が第三者と相談等できる機会を設ける。

【障害者支援施設】

- a 「にやりほっと報告」を掲示等で共有し定着を図るとともに、コミュニケーション活性化に向けた取組を進めていく。
- b 高齢化など、利用者の状態に合わせた支援について引き続き検討し、必要な支援を提供していく。
- c (【障害児入所施設】 a に同じ。)

【短期入所事業（成人）】

- a 当園の利点を積極的にPRし、利用率の回復に努める。
- b (【障害者支援施設】 a に同じ。)
- c (【障害児入所施設】 a に同じ。)

令和3年度は、高く評価された点や過去の受審結果を踏まえ、利用者サービスを一層充実させていく。引き続き福祉サービス第三者評価を受審し、サービス向上に努めていくとともに、評価項目における標準項目の達成率100%を目指す。

また、令和2年度の指摘事項については、改善計画を実行していく。

事 項	(評価項目における標準項目の達成率)
第三者評価による改善	100%

イ 苦情解決制度の充実

第三者委員による苦情相談受付及び苦情解決委員会を定期的に開催し、利用者

や家族等の苦情に適切に対応する。委員は男女各2人を選任し、各委員が寮や日中活動の場に出向いて相談にあたるなど、より相談しやすい環境作りに取り組む。

また、園職員による月2回の利用者苦情相談も継続して実施し、苦情への迅速な対応と利用者の要望を積極的に反映する。

第三者委員	相談実施回数
4人（弁護士、近隣NPO法人代表、近隣自治会役員）	年4回

ウ 利用者満足度調査の実施

令和2年度の成人施設は、日中活動について調査を実施した。利用者や保護者等から概ね満足していると評価をいただいた。今回の結果を基に活動支援グループを中心に活動内容の充実を更に検討し、今後の日中活動に反映させていく。

児童施設は、居住環境に関する調査を実施した。寮や居室のハード面及び生活環境における、清潔保持や室温等の調整についてもほぼ満足しているとの評価であった。今回の調査結果を今後の利用者支援及び環境整備へ反映させていく。

令和3年度は、利用者サービスの更なる改善に資するため、下記の調査を実施する。

実施内容	実施時期
成人：園における医療サービスについて	8月から10月まで
児童：余暇活動について	12月末

（3）アクション③ リスク管理の推進

ア 個人情報保護、情報セキュリティ対策の徹底

園の情報セキュリティ組織体制の下、事業団個人情報保護規程等に基づき、個人情報の適正な収受・保管・施設内利用、USBメモリー等の限定使用・施設外持ち出し禁止、情報端末の一元管理などにより、個人情報の漏えい・不正使用の防止の徹底を図る。

イ リスクマネジメントの徹底

リスクマネジメント委員会において、ヒヤリ・ハットや事故の未然防止に向けた対応策・改善策の検討・実施・事後検証を行い、同種の事故等の未然防止に向けて組織的に取り組む。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
リスクマネジメント委員会	年4回 随時	ヒヤリ・ハット、事故事例の収集分析や再発防止策の検討
救急救命講習会	年3回	AED／止血法（医師・看護師2回、消防1回）

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
交通安全講習	年1回	運転マナー、交通法規遵守等（警察署）

ウ 感染症対策、新型コロナウイルス対策の徹底

(ア) 感染症対策

インフルエンザやノロウイルスなど感染症や食中毒の防止に向け、予防策を徹底するとともに、マニュアルに基づき迅速かつ適切に対応できる体制を整備し、感染拡大の防止に努める。

(イ) 新型コロナウイルス対策

日頃から、感染予防対策の徹底や利用者や職員等の健康状態の把握、共有を行うとともに、感染を想定した対応等について対策本部を中心に検討、準備を行う。

また、利用者サービスや施設運営が継続できるよう、「千葉福祉園ＳＴＥＰロードマップ」に基づき、必要な感染対策を取りながら、感染拡大状況に応じた取組を進めていく。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
新型コロナウイルス対策本部	週1、2回 随時	園内の感染状況の確認、感染予防対策、感染を想定した対応等の検討

(4) アクション④ 利用者・児童の人生の選択肢を広げる支援

ア 地域生活移行への取組や意思決定支援に基づく生活の場の設定強化

(ア) 成人

園内地域生活体験寮の利用や、都内や近隣のグループホームの見学会を実施する。必要に応じてグループホームの体験入居を実施し、地域生活移行に向けて取り組む。

(イ) 児童

個々の児童の意向や課題を踏まえたサービス等利用計画に基づき、児童相談所、福祉事務所、学校、病院等の関係機関との連携を図りながら、グループホーム見学・体験入寮の実施等の段階を踏み、着実に地域生活移行を推進する。

また、過年齢児においては、児童福祉法の趣旨を踏まえ、家族の理解と協力を得ながら地域生活移行等を実施機関とともに進める。

* 地域生活移行

	成人	児童	
		18歳以上	18歳未満
自活訓練事業等実施者数	0人	1人	3人
地域生活移行者数	1人	2人	2人

* 地域や他施設への移行に向けた取組

グループホーム見学	4回
介護施設見学	4回

イ 家族再統合へ向けた取組強化

児童相談所、学校、病院等の関係機関と連携するとともに、当園や児童相談所の心理職員等からの助言を得て、支援の方向性について職員間の意見交換と情報の共有化を図る。また、保護者との信頼関係を築くため、児童相談所や施設、あるいは通院先での面会、交流の機会を設定し、家族再統合を着実に推進する。

2 支援技術の蓄積及びそれを活かした高度なケアの提供

(1) アクション① 高い専門性を発揮できる職員の育成 及び

アクション④ 質の高い人材の確保・定着

ア 質の高い人材の確保・定着対策の充実

事業団事務局で実施する人材確保の取組に職員を積極的に参加させるとともに、施設見学等を実施し、職員採用につなげる。また、養成学校への働きかけを強化し、質の高い人材の早期確保を図る。

また、介護機器の導入による介護負担の軽減、サンクスカードの活用等職場内コミュニケーションの活性化やチーフリーダー制度を活用したOJTなど、相談しやすい雰囲気づくりに取り組むとともに、新任研修を充実させ離職防止を図る。

イ OJT推進体制の強化

チーフリーダー制度を活用し、新任職員の育成を図る。また、各種委員会への参画や寮責任者補佐制度の活用等により、主体的に園運営にかかわる機会を設けることで事業団職員の育成に取り組む。

ウ 計画的・効果的な研修の実施

研修計画に基づき、園の課題を踏まえた、職層別研修や目的別研修を効果的に実施する。正規職員に限らず全ての職員に研修機会を確保する。また、事例研究発表会や研修報告会を活用し、支援技術の共有化を図る。さらに、民間施設への派遣研修や外部専門研修への参加を積極的に推奨し、利用者支援技術の向上を推進する。

研修内容	対象者	実施時期
新任研修、OJT研修（スキル伝承含む）	新任・転入職員	4月
園内体験研修「園ナ力留学」	新任・転入職員等	8月から
チューター制度	新任・転入職員	通年
包括的暴力防止プログラム研修（CVP PP）	児童職員等	年1回
介護技術研修	全職員	年2回
転倒防止研修	全職員	年1回
認知症研修、精神科研修、感染症研修	全職員	各年1回
児童発達療育研修	全職員	年1回
救急救命研修	全職員	年3回
事例研究発表会	全職員	年1回
福祉セミナー	全職員、他施設職員等	年1回
スーパーバイズ研修（虐待防止研修）	全職員	年1回
施設派遣研修	全職員	通年
研修報告会	全職員	年1回
メンタルヘルスセミナー	全職員	年1回
自主研修の奨励（SDS）	全職員	隨時

エ 高い専門性を発揮できる職員の育成

質の高い利用者支援、サービスの提供を図るために専門研修を充実し、職員の支援技術向上や知識習得に取り組む。

オ 外部専門家、外部医師等との連携

虐待防止対策としての弁護士の外部委員への登用とともに、利用者の高齢化・障害の重度化に対応できる人材の育成に向けた医師等の研修講師への招聘、専門研修への積極的な受講推進、寮への訪問診療などを通して、外部専門家、外部医師等との連携を図る。

(2) アクション② 東京の福祉の増進に寄与する先駆的取組の推進

ア 特別な支援が必要な利用者の受け入れ

(ア) 成人施設においては、利用者の高齢化、建物の老朽化等を踏まえ、寮の際編成等を行うため、平成27年8月から新規の受け入れを停止している。

短期入所事業においては、家庭での支援困難者や精神科病院からの退院者等のニーズに応えるため、福祉事務所等と調整を図り受け入れを推進する。

(イ) 児童施設においては、被虐待等による緊急一時保護児童、愛着障害、情緒・行動上の問題、精神疾患等を抱える児童、他施設での支援が困難なため措置変更された児童等、特別な支援が必要な児童を積極的に受け入れる。

<参考 令和3年3月1日現在>

医療的ケアを必要とする利用者の割合	2. 4% (250人中6人)
-------------------	-----------------

イ 専門的な支援の充実

心身機能の改善・維持及び低下軽減のため、心理職員、理学療法士、言語聴覚士による療法サービスを計画的に実施する。

また、療法職員と寮職員が連携し、寮プログラムにおいて介護予防・誤嚥予防等健康増進に向けたプログラムの充実を図る。

* 心理職員による利用者へのケア

() は心理的ケアを必要とする利用者の割合(令和3年3月1日現在)

個別面接	延600人 (全394人中14人 3. 6%) ※成人と児童の合計	心理療法、SST、知能検査、相談・助言(性教育)他
------	---	---------------------------

* 理学療法士による療法サービス

個別療法実施人数	延1,000人	機能訓練、物理療法、検査・測定、補装具等、相談・助言他
----------	---------	-----------------------------

* 言語聴覚士による療法サービス

個別療法実施人数	延800人	口腔機能訓練、コミュニケーション訓練、摂食機能訓練、相談・助言他
----------	-------	----------------------------------

ウ 生活環境・日中活動の充実

(ア) 日中活動の充実

生きがいを感じ、楽しい毎日を送れるよう、利用者の状況や興味に沿ったメニューの充実を図る。利用者の社会参加の機会となる創作的・生産的活動や高齢・行動障害などを有する利用者の特性に応じた活動などを設定し、寮プログラム、センタープログラム、療法サービスとして提供する。

寮プログラムは、多様で質の高い活動とするためガイドラインに沿って提供するとともに、活動支援グループにおいて企画・指導を行うことで、統一性・質の確保を図る。また、各寮の利用者が参加し、交流できる一日科やクラブ活動等のセンタープログラムを提供する。

日中活動	寮プログラム（各寮）	手芸等創作活動・高齢者体操・環境美化活動・季節行事・外出等 平日
	センタープログラム ①一日科 (屋外科・屋内科) ②クラブ活動	平日 音楽（年10回）民謡（年10回）ス ポレク（年5回）ビデオ（年5回）ミ ュージック（年5回）スポーツ（年5 回）
	③集合的プログラム ④わーくJOY ⑤ゆったりJOY ⑥みんなでJOY	年6回 月3回 月3回 月3回
	療法サービス	心理療法、理学療法、言語聴覚療法

（イ）食生活の充実

利用者が、豊かで潤いのある食生活を送れるように、出張調理やお好み献立、出前寿司・刺身、郷土料理などの多様なメニューを提供する。また、利用者の食形態の定期的な点検を行うとともに、介護食形態の充実を図り、より安全で楽しい食事の提供に努める。

（ウ）居住環境の充実

利用者の高齢化や行動障害に対応できるように、設備の改修や介護機器の導入等を各寮の緊急度に応じて計画的に実施する。

（3）アクション③ 先進的取組等により蓄積してきた支援技術を他団体へ普及

大学・短期大学・専門学校の保育士等の次代を担う実習生及び高校生のボランティア体験を受入れ、福祉人材の育成に寄与する。また、保育実習受入れ予定の学生を含めた施設見学及び体験実習等も実施する。

受入れに際しては、新型コロナウィルス感染症の感染状況を踏まえ、感染対策を講じた上で受入れを行う。通常の受入れが困難な場合は、学校等と協議し、代替方法にて実施できるよう努める。

事 項	実人数／延人数	内訳
施設実習	42人／500人	通年
高校生ボランティア体験	10人／10人	7月
施設見学	20人／20人	通年

3 施設機能を活用した地域等との連携

(1) アクション① 地域で暮らす障害者・障害児を支援

介護疲れや病気などを理由とする一時的な家族のニーズに応えるため、短期入所事業を6人定員で実施していく。

また、近隣市からの利用については、都民の利用に支障のない範囲で受入れを行う。

サービス内容	対象地域	利用者数
短期入所事業	都内全域・袖ヶ浦市・木更津市・君津市・富津市・市原市	876人 (40%)

(2) アクション③ 地域が求める役割を担い、地域と協働（コミュニティづくりや災害対応等）

ア 地域における公益的な取組

地域住民・団体等を対象に、障害あるいは加齢に伴う身体機能の低下に対する対応をテーマとし、園の保有する人材・情報を活用した講習会等を実施して、地域の高齢者・障害者等を支援する取組を行う。

イ 多様な主体との連携

NPO法人、企業などと連携し、利用者の社会参加や地域社会との交流を促進する。また、社会福祉協議会・ボランティアセンター・学校などと連携し、地域のボランティアを積極的に受け入れ、利用者に対し多様なサービスの提供に努める。

事 項	延人数	内 容
ボランティアとの連携	800人	行事・利用者支援・日中活動支援 環境整備・集合的プログラム・クラブ活動
NPO法人等との連携	100人	体験入居・見学会・連絡会 外部サービスの活用・受託作業 等

ウ 地域との連携・協力関係の強化

近隣福祉施設の歯科診療の受け入れや、近隣住民に対する施設開放、自治会等への行事備品の貸出しを継続する。また、施設で実施する行事や研修会などへの住民参加、地域行事や展覧会への参加・販売など地域と施設の相互交流を推進することにより、施設及び利用者に対する理解が深まり、地域に開かれた施設として運営できるよう連携・協力関係を強化する。

内 容	対象者・実施回数・参加者数等
地域の行事への参加	地域福祉フェスタ・手をつなぐ作品展等
展覧会への出品	長浦おかのうえ図書館作品展等
行事の招待、行事備品の貸出し	近隣施設・自治会・P T A等
歯科診療の受入れ	近隣福祉施設
福祉セミナー・研修などへの受入れ	ボランティア団体・福祉施設関係者
袖ヶ浦市地域支援協議会	年6～8回
袖ヶ浦市介護認定調査会	月1回
君津圏域障害者グループホーム等連絡協議会	君津圏域福祉施設関係者 年3回
地域連携会議	福祉行政関係、関係企業、就労系事業所、特別支援学校、福祉施設関係者他 年2回
障害者雇用連絡会議	君津圏域福祉施設関係者 年1回
グランド・大運動療法室等貸出し	近隣福祉施設・スポーツ団体等
お花見会・園まつり	近隣住民・福祉施設関係者

エ 災害・防犯対策の取組強化

大規模災害発生時の利用者・職員の生命及び安全確保と施設機能の維持のため、「千葉福祉園事業継続計画及び対応マニュアル」に基づき、定期的な訓練や食糧等の備蓄を確実に行うほか、収集及び給水・炊き出し訓練などを実施する。また、しいの木特別支援学校と防災協定を維持継続するとともに、地元自治体や近隣の福祉施設と連携協力していく。

不審者等の防犯対策について、警察等関係機関と連携して必要な対応を図る。

事 項	実施回数等	内容等
総合防災訓練	年2回	避難訓練、消火訓練（消防署）、給水・炊き出し訓練
ブロック・寮別訓練	月1回	避難訓練、消火訓練

4 運営体制の強化及び経営の透明性確保

(1) アクション② 自律的な経営実現のための自主財源の確保

業務の見直しや契約内容の精査などに努めるとともに、経営状況の把握や経営改善に向けた情報共有・検討を行うなど、自立的経営に向けた体制の整備を進める。また、節電対策や温暖化対策等の環境に配慮した取組を推進する。

(2) アクション③ ICTや次世代介護機器を活用した働きやすい職場環境の整備

- ア シルエット型見守りセンサーヤ見守りカメラ等、次世代介護機器の導入やICT環境の整備により、利用者の安全性を向上させるとともに、職員の負担を軽減する。
- イ SkypeやZoomを活用した会議・研修、スマートフォンの機能を活用したビデオ面会等、オンライン環境を整備し、非接触型の業務やタッチレスの取組を推進する。
- ウ システムの導入により、管理業務や支援記録等の事務処理にかかる職員の事務負担を軽減する。

(3) アクション④ 魅力とやりがいにあふれる職場環境の実現

- 離職防止の観点から、「報告」、「連絡」、「相談」を基本として、職員間のコミュニケーションを活性化し、風通しが良く、働きやすい職場づくりに取り組む。
- ア 利用者の高齢化・障害の重度化に伴い増加する職員の介護負担を軽減するため、介護機器を段階的に導入するとともに、手順を明確にし、働きやすい職場環境を整える。
- イ 管理監督者等は職員個々の置かれている状況に配慮し、職員がいつでも相談できる職場づくりに取り組む。また、研修報告やセルフチェック、にやりほっと報告等を題材にして職員間で意見交換を行う機会を設定するなど、コミュニケーションの活性化を図る。
- ウ ストレスチェックの実施などのメンタルヘルス対策により、心身ともに健康に働く職場環境の整備に努める。
- エ 職員アンケート等の機会を通して、業務改善意識の浸透を図るとともに、業務改善提案の活用やその取組が継続できる職場環境づくりを進める。

(4) アクション⑤ コンプライアンスの推進

- コンプライアンス研修を通じて、職員の倫理観の醸成に引き続き取り組み、職員一人ひとりのコンプライアンスの強化・向上を図る。

コンプライアンス研修受講率	100%
---------------	------

